

介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱 新旧対照表【本文】

新	旧	改正理由
<p>令和6年度(2024年度)介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 道内において、介護サービス提供基盤等の整備を計画する市町村に対し、市町村が作成した市町村計画(介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱(平成27年7月10日付け高福第543号。以下「実施要綱」という。))により作成される地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、<u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画</u>、介護施設等の施設開設準備計画、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画、介護予防拠点における防災意識啓発計画、定期借地権利用整備計画、ユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、介護療養型医療施設等転換整備計画、看取り環境整備計画、共生型サービス事業所整備計画、簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画又は介護職員の宿舎施設整備計画をいう。)の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付に関しては、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(交付事業者及び交付事業等)</p> <p>第2 (略)</p> <p>1 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>実施要綱第2の2により市町村が作成する地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、<u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画</u>(以下「地域密着型サービス施設等整備計画等」という。))に基づき、市町村が実施する事業又は民間事業者(以下「事業者」という。)が実施する事業に対し市町村が補助する事業。</p>	<p>令和5年度(2023年度)介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 道内において、介護サービス提供基盤等の整備を計画する市町村に対し、市町村が作成した市町村計画(介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱(平成27年7月10日付け高福第543号。以下「実施要綱」という。))により作成される地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、介護施設等の施設開設準備計画、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画、介護予防拠点における防災意識啓発計画、定期借地権利用整備計画、ユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、介護療養型医療施設等転換整備計画、看取り環境整備計画、共生型サービス事業所整備計画、簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画又は介護職員の宿舎施設整備計画をいう。)の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付に関しては、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(交付事業者及び交付事業等)</p> <p>第2 (略)</p> <p>1 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>実施要綱第2の2により市町村が作成する地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画(以下「地域密着型サービス施設等整備計画等」という。))に基づき、市町村が実施する事業又は民間事業者(以下「事業者」という。)が実施する事業に対し市町村が補助する事業。</p>	<p>・年度改正</p> <p>・事業追加に伴う文言整理</p> <p>・事業追加に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>2～6 (略)</p> <p>第3～第11 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和6年__月__日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>第3～第11 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>・年度改正</p>